

令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの 事業年度分の市民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額			
		①	②	③	④
前事業年度の法人税割額 (19の金額)					
$\text{予定申告税額} = \text{①} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$					
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額					
この申告により納付すべき法人税割額 ②－③					
均等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数				月
	円 × $\frac{\text{⑤}}{12}$				
この申告により納付すべき市民税額 ④＋⑥					

広島市内に所在する事務所、事業所又は寮等		広島市の均等 税率適用区分 に属する業者 の税額
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		〃
		〃
		〃
合 計		⑧

前事業年度の法人税割額の明細					この申告の期間			年	月	日から				
(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額	⑨	十億	百万	千	円	前事業年度の期間	年	月	日から					
						通算親法人の事業年度の期間	年	月	日まで					
法人税割額	⑩					法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億	百万	千	円				
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪					指場 定合 都の に⑥ 申の 告計 する算	区	名	区コード	月数	従業者数	人	均等割額	
税額控除超過額相当額の加算額	⑫						中	区	1				0	0
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬						南	区	2				0	0
外国の法人税等の額の控除額	⑭						西	区	3				0	0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮						東	区	4				0	0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯						安芸	区	5				0	0
納付すべき法人税割額 ⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰						安佐南	区	6				0	0
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱						安佐北	区	7				0	0
差引法人税割額 ⑰－⑱	⑲					佐伯	区	8				0	0	

士 理 名	
税	
与 署	
関	